

しまねエコライフサポーター設置要綱

(趣旨)

- 第1条 島根県環境基本条例（平成9年島根県条例第29号。以下、「条例」という。）第4条に基づき、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築（以下、環境に配慮した持続可能な社会づくりという。）に資することを目的として、「しまねエコライフサポーター」（以下、「しまエコサポーター」という。）を設置する。
- 2 しまエコサポーターの設置に関し必要な事項について、この要綱のとおり定めるものとする。

(活動内容)

- 第2条 しまエコサポーターは、条例第3条の基本理念に賛同し、自らができる範囲で、環境に配慮した持続可能な社会づくりに寄与する下記の活動に取り組む。
- (1) 日常生活で環境の保全につながる取組を実践する
 - (2) 公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所（しまねエコライフサポートセンター。以下、「エコサポしまね」という。）が行うセミナー等に参加する
 - (3) 県、市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、エコサポしまねが行う普及啓発に協力する

(要件)

- 第3条 しまエコサポーターの要件は次のとおりとする。
- (1) 地球温暖化防止や廃棄物削減等の環境保全活動の推進に関心を持っている者
 - (2) 島根県内に居住している者
 - (3) 満18歳以上である者（ただし、高校生を除く。）

(登録)

- 第4条 しまエコサポーターに応募する者は、県に登録の申し込みを行うものとする。
- 2 県は、応募した者の氏名、生年月日、住所、連絡先をしまエコサポーター名簿に速やかに登載する。

(登録事項の変更)

- 第5条 しまエコサポーターは、登録事項に変更があった場合は、県に速やかに報告しなければならない。

(登録の取消)

- 第6条 県は、しまエコサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。
- (1) しまエコサポーターが第3条に掲げる要件を満たさなくなった場合
 - (2) しまエコサポーターと相当の期間にわたり連絡がとれない場合
 - (3) しまエコサポーターとしてふさわしくない言動や行為があったと認める場合
 - (4) その他、県が登録を取り消す必要があると認める場合
- 2 県は、しまエコサポーターの登録を取り消した場合、若しくは本人又は本人の代理人の申し出によりしまエコサポーター登録の辞退があった場合は、速やかにしまエコサポーター名簿から除外する。

(登録の期間)

- 第7条 しまエコサポーターの登録期間は第4条によりしまエコサポーター名簿に登載した日から、第6条によりしまエコサポーター名簿から除外した日までとする。

(サポーター名簿の提供)

第8条 県は、関係機関との連携によりしまエコサポーターの活動を支援するため、しまエコサポーター名簿をしまエコサポーターが居住する市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、エコサポしまねに提供することができる。

(報酬)

第9条 しまエコサポーターの活動については、無報酬により行うものとする。

(活動経費)

第10条 しまエコサポーターの活動に伴う経費及び旅費については、これを支給しない。

(個人情報)

第11条 しまエコサポーター及びしまエコサポーターであった者は、しまエコサポーターとしての活動により知り得た個人情報をしまエコサポーターとして行う活動以外の活動に使用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。